

静岡県告示第586号

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第15条第2項の規定に基づき、次の物質について、知事指定薬物としての指定が失効したので、告示する。

令和3年6月29日

静岡県知事 川勝平太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
N- { 1 - [ 2 - ヒドロキシ - 2 - (チオフェン - 2 - イル) エチル ] ピペリジン - 4 - イル } - N - フェニルプロパンアミド及びその塩類 (通称名 $\beta$ - H y d r o x y t h i o f e n t a n y l )	令和3年6月27日
メチル = 2 - [ 1 - ( 4 - フルオロプロチル ) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド ] - 3 , 3 - ジメチルブタノアート及びその塩類 (通称名 4 F - M D M B - B I C A , 4 F - M D M B - B U T I C A )	令和3年6月27日

2 指定の失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。